

「働き方改革に関する個別相談会」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します



例えば、以下のようなお悩みを持つ事業主の方!

「有給の取得義務化」ってニュースで見たけど、うちの会社は関係あるの?

労働基準法が改正されたって聞いたけど、何がどう変わったの?

「働き方改革」っていったい何をどう取り組めば良いのかわからない。

信州新町商工会が開催する個別説明会で
疑問を解消しませんか

相談会の
日時
場所

日時 令和2年11月5日(木) AM10:00 ~ 12:00
PM 1:30 ~ 4:00

令和2年12月3日(木) AM10:00 ~ 12:00
PM 1:30 ~ 4:00

場所 小川村商工会(午前)、信州新町商工会(午後)

詳しくは
!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

時間外労働の
上限規制

1

月45時間
年360時間

原則

2019年4月1日より施行
*中小企業は2020年4月1日より施行

年次有給休暇の
時期指定

2

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

同一労働
同一賃金

3

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2019年4月1日より施行
*中小企業のパートタイム労働者・有期雇用
労働者については2020年4月1日より適用

申込期限
10/30
(金)

「働き方改革に関する相談会」申込書

026-262-2021 あて送信

希望日	11/5(木) ・ 12/3(木)	住 所	
希望会場	小川村商工会 ・ 信州新町商工会	電話番号	
受講者名		FAX 番号	

